

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第213号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成24年11月14日 14時15分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 東播磨港の東播磨航路第6号灯浮標 （概位 北緯34°41.2′ 東経134°49.5′）
事故等調査の経過	平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第六勢福丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141021、山一運輸有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷ハンドレールに損傷 灯浮標 標体に凹損及び手すりに曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船で東播磨港の東播磨航路第6号灯浮標付近を手動操舵により、約5ノット（kn）の対地速力で北東進中、北西方からの風及び潮流に圧流され、平成24年11月14日14時15分ごろ同灯浮標に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 7、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 東流約1kn
その他の事項	本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約3.9mであった。 船長は、東播磨航路を反航する外国船がいたので、同航路第6号灯浮標付近を航行していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、東播磨港の東播磨航路第6号灯浮標付近を北東進中、風力7の北西風及び潮流に圧流されたことから、同灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東播磨港の東播磨航路第6号灯浮標付近を北東進中、風力7の北西風及び潮流に圧流されたため、同灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 灯浮標付近を航行する際は、風潮流の影響を考慮した操船を行うこと。</li></ul> |
|--|--|